

医師の働き方改革について

当院の考え方と患者さんへのお願い

令和元年7月1日

川崎市立川崎病院 病院長 金井歳雄

市民の皆さんには、当院の運営につき、多大な御理解と御協力をいただき、大変、感謝しております。

当院では、「私たちは、地域の基幹病院として、他の医療機関と連携し、『病氣』でなく『病人』を診る心を大切に、安全安心で質の高い医療を、患者の皆さまとともに考え、実践し、健康と福祉の向上を通じて地域社会の発展に貢献すること」を理念として掲げ、日々実践しております。

このような中、医師の過重労働について、多くの病院で労働基準監督署より指摘されるなど、大きな社会問題となっており、当院でも苦慮しているところでございます。平成29年8月、厚生労働省は「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、国がリードする形で本格的な検討が始まっています。

医師の過重労働については、病院側の労務管理も重要な問題ですが、患者さんや市民サイドからの医師の労働に対する大きな御理解も必要になって参ります。高齢化が進む中、医療ニーズの絶対量の増大と特に、地方における医師数の不足を考えますと、地域社会として、医師に効率よく働いてもらう方法を共に、考えていかなければなりません。

そこで、病院としては、医師業務として、次のようにしたいと考えております。

1 複数主治医制を積極的に導入します。

チーム医療を進める観点から、複数主治医制を積極的に導入し、医師間での情報共有を図って、診療の質を落とさずに、個々の医師の負担を軽減します。

診療科の医師数などの状況により、不可能な場合もあります。

2 病状説明は平日時間内に実施します。

予定手術前の手術説明など、緊急性のない病状の説明はできるだけ、平日9時から17時までの時間内にさせていただきます。左記時間以外に発生の病状に関する説明や緊急手術の説明、担当医の都合ややむを得ない事情がある時などは、この限りではありません。

以上、何卒、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。